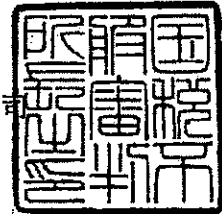


裁 決 書

東裁(所)平25第91号

平成26年3月4日

国税不服審判所長 生野 考司



審査請求人

住 所
氏 名

■■■■■■■■■■
総代 ■■■■■■ほか2名(共同審査請求人明細別紙)

原処分庁
原処分

■■■■■■■■■■
審査請求人■■■■■■■及び同■■■■■■■がした平成23年分の所得税の各
更正の請求に対して平成24年11月14日付でされた更正をすべき理由がない
旨の各通知処分

原処分庁
原処分

■■■■■■■■■■
審査請求人■■■■■■■がした平成23年分の所得税の更正の請求に対し
て平成24年11月15日付でされた更正をすべき理由がない旨の通知処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事 実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人■■■■■■■(以下「請求人■■■■■■■」という。)、同■■■■■■■(以

下「請求人■■■」という。)及び同■■■■■(以下「請求人■■■」といい、これら3名を併せて「請求人ら」という。)が、相続により取得した各土地を譲渡したことによる分離長期譲渡所得の金額の計算上、当該譲渡による収入金額の100分の5に相当する金額を当該各土地の取得費として、平成23年分の所得税の各確定申告をした後、一般財団法人日本不動産研究所(以下「日本不動産研究所」という。)が公表する市街地価格指数を基に算出した金額を当該各土地の取得費とすべきであったとして、各更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、請求人らは当該各土地の取得に要した実際の金額を証明していないとして、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を行ったことから、請求人らが、その全部の取消しを求めた事案である。

(2) 審査請求に至る経緯

請求人らの審査請求(いずれも平成25年5月1日請求)に至る経緯は、別表1のとおりである。

なお、請求人らは、請求人■■■を総代として選任し、その旨を平成25年5月1日に当審判所に届け出た。

(3) 関係法令等の要旨

イ 国税通則法(以下「通則法」という。)第23条《更正の請求》第1項は、納税申告書を提出した者は、同項各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨規定し、同項第1号は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときを掲げている。

また、通則法第23条第3項は、更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない旨規定している。

ロ 所得税法第33条《譲渡所得》第1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう旨規定し、同条第3項は、譲渡所得の金額は、その年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控

除した金額とする旨規定している。

- ハ 所得税法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》第1項は、譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする旨規定している。
- ニ 所得税法第60条《贈与等により取得した資産の取得費等》第1項は、居住者が、相続等により取得した譲渡所得の基因となる資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす旨規定している。
- ホ 租税特別措置法（以下「措置法」という。）第31条《長期譲渡所得の課税の特例》第1項は、個人が、その有する土地等又は建物等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額に対し、課税長期譲渡所得の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨規定している。
- ヘ 措置法第31条の4《長期譲渡所得の概算取得費控除》第1項は、①個人が昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地等又は建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、所得税法第38条及び同法第61条《昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費等》の規定にかかわらず、当該収入金額の100分の5に相当する金額とする旨、②ただし、当該金額が、その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額に満たないことが証明された場合には、その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額とする旨（同項第1号）規定している。
- ト 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（昭和46年8月26日付直資4-5ほか国税庁長官通達。以下「措置法通達」という。）31の4-1《昭和28年以後に取得した資産についての適用》は、措置法第31条の4第1項の規定は、昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地建物等の譲渡所得の金額の計算につき適用されるのであるが、昭和28年1月1日以後に取得した土地建物等の取得費についても、同項の規定に準じて計算して差し支えないものとする旨定めている。

(4) 基礎事実

以下の事実は、請求人らと原処分庁との間に争いがなく、当審判所の調査の結果によっても、その事実が認められる。

イ 請求人らは、■■■■■に死亡した■■■■■（以下「本件被相続人」という。）の共同相続人であるところ、本件被相続人の相続（以下「本件相続」という。）により、次の(イ)ないし(ホ)の各土地（以下、順に、「本件A土地」、「本件B土地」、「本件C土地」、「本件D土地」及び「本件E土地」といい、これらを併せて「本件各土地」という。）の各共有持分（請求人■■■■■が47/100、請求人■■■■■が22/100、請求人■■■■■が31/100）を取得した。

- (イ) ■■■■■（雑種地 786㎡）
- (ロ) ■■■■■（雑種地 405㎡）
- (ハ) ■■■■■（雑種地 662㎡）
- (ニ) ■■■■■（雑種地 436㎡）
- (ホ) ■■■■■（いずれも畑 合計1,347㎡）

ロ 請求人らは、平成23年11月21日、■■■■■との間で、本件A土地を代金176,000,000円で同社に売り渡す旨の不動産売買契約を締結し、同日、本件A土地を同社に引き渡した。

なお、上記引渡しの際、請求人らは、同社から、固定資産税・都市計画税の精算金として122,454円を受領した。

ハ 請求人らは、平成23年11月22日、■■■■■との間で、本件B土地を代金53,315,000円で同社に売り渡す旨の不動産売買契約を締結し、平成24年2月2日、本件B土地を同社に引き渡した。

なお、上記引渡しの際、請求人らは、同社から、固定資産税・都市計画税の精算金として385,128円を受領した。

ニ 請求人らは、平成23年11月22日、■■■■■との間で、本件C土地を代金64,000,000円で同社に売り渡す旨の不動産売買契約を締結し、平成24年2月2日、本件C土地を同社に引き渡した。

なお、上記引渡しの際、請求人らは、同社から、固定資産税・都市計画税の精算金として781,454円を受領した。

ホ 請求人らは、平成23年11月21日、■■■■■との間で、本件D土地を代

金77,777,777円で同社に売り渡す旨の不動産売買契約を締結し、同年12月16日、本件D土地を同社に引き渡した。

なお、上記引渡しの際、請求人らは、同社から、固定資産税・都市計画税の精算金として24,571円を受領した。

へ 請求人らは、平成23年11月21日、■■■■■との間で、本件E土地を代金■■■■■で同社に売り渡す旨の不動産売買契約を締結し、平成24年2月20日、本件E土地を同社に引き渡した。

なお、上記引渡しの際、請求人らは、同社から、固定資産税・都市計画税の精算金として■■■■■を受領した。

ト 請求人らは、本件各土地の各取得費について、本件各土地の各譲渡による収入金額（譲渡価額）の100分の5に相当する各金額であるとして、本件各土地の各譲渡に係る分離長期譲渡所得の金額を計算し、別表2のとおり、法定申告期限内に平成23年分の所得税の各確定申告（以下「本件各申告」といい、本件各申告に係る各申告書を「本件各申告書」という。）をした。

チ 請求人らは、本件C土地、本件D土地及び本件E土地（以下、これらの各土地を併せて「本件各対象土地」という。）の各取得費について、本件各対象土地の各譲渡による収入金額（譲渡価額）に、取得時の市街地価格指数（六大都市市街地価格指数）を譲渡時の市街地価格指数（六大都市市街地価格指数）で除した各割合を乗じて算定した各金額（別表3の請求人らの各「取得費」欄の額。以下「請求人ら主張額」という。）とすべきであったとして、本件各土地の各譲渡に係る分離長期譲渡所得の金額を計算し、別表3のとおり、平成24年9月28日、各更正の請求（以下「本件各更正の請求」という。）をした。

リ 原処分庁は、本件各更正の請求に対し、請求人らが、本件各対象土地の各譲渡に係る分離長期譲渡所得の金額の計算上控除する取得費について、本件各対象土地の取得に要した実際の金額を証明していないとして、平成24年11月14日付及び同月15日付で、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）をした。

2 争点

本件各申告書に記載した譲渡所得の金額若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、本件各申告書の

提出により納付すべき税額が過大であるか否か。

3 主張

請求人ら	原処分庁
<p>次の(1)及び(2)のとおり、本件各対象土地の各譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費については、請求人ら主張額とすべきであるから、本件各申告書記載の当該譲渡所得の金額（概算取得費を控除したもの）は、その計算が国税に関する法律の規定に従っていないものである。</p> <p>したがって、請求人らについては、本件各申告書に記載した譲渡所得の金額若しくは税額等の計算が、国税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったことにより、本件各申告書の提出により納付すべき税額が過大である場合として、通則法第23条第1項第1号に当たる。</p> <p>(1) 資産の取得時期は判明しているものの実際の取得費の額を直接証明する契約書等の資料がない場合、当該資産の取得時の時価をもって取得しているものと推認されることからすると、取得費の額は、取得時の時価を推計する方法により算定せざるを得ない。そして、土地の取得費を算定する方法として、市街地価格指数を基に算定する方法が考えられるところ、平成12年11月</p>	<p>次の(1)及び(2)のとおり、本件各対象土地の各譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費について、措置法第31条の4第1項の規定を適用して概算取得費で申告をすることは適法であるから、本件各申告書記載の当該譲渡所得の金額（概算取得費を控除したもの）は、その計算が国税に関する法律の規定に従っていないものではない。また、請求人らは、本件各対象土地の各取得に要した金額を証明しているものでもない。</p> <p>したがって、請求人らについては、本件各申告書に記載した譲渡所得の金額若しくは税額等の計算が、国税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったことにより、本件各申告書の提出により納付すべき税額が過大である場合とはいえず、通則法第23条第1項第1号には当たらない。</p> <p>(1) 市街地価格指数は、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪及び神戸の六大都市における宅地価格の推移を示す指標であるところ、①本件各対象土地が所在する■■■■■は上記六大都市に該当せず、また、②本件各対象土地の取</p>

請 求 人 ら	原 処 分 庁
<p>16日付国税不服審判所裁決（以下「平成12年裁決」という。）において、上記算定方法は合理的であると認められている。</p> <p>本件各対象土地については、取得時期は判明しているものの実際の取得費を直接証明する証拠資料はないところ、請求人ら主張額は、取得時の市場価格を反映しているから、取得時の時価、すなわち推認される取得費として、合理的な金額である。</p> <p>(2) 概算取得費に関する措置法第31条の4第1項の規定は、昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に適用されるものであり、昭和28年1月1日以後に取得した土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に当該規定を適用するのは、措置法通達31の4-1の定めにより、納税者の利益に反しない限り、実務上認容されているものにすぎない。</p> <p>したがって、昭和28年1月1日以後に取得した土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に措置法第31条の4第1項の規定を適用するのは、①厳格に法律のみに則るべきという観点からすれば、当該計算が国税に関す</p>	<p>得時の現況はいずれも畑であると推認されるから、市街地価格指数は本件各対象土地に当てはまるものではない。</p> <p>さらにいえば、③市街地価格指数は、地価の長期的変動の傾向や平均的な地価の推移を見るには適しているが、各都市の地価の絶対的水準を示すものではない。</p> <p>したがって、請求人ら主張額は、本件各対象土地の取得時（昭和38年ないし昭和40年当時）の市場価格を反映した時価相当額であるとは認められない。</p> <p>なお、平成12年裁決は、宅地の取得費に係る事件であり、畑の取得費に係る事件である本件とはその前提を異にすることから、直ちに本件に妥当するものではない。</p> <p>(2) 概算取得費に関する措置法第31条の4第1項の規定は、昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に適用されるものであるが、昭和28年1月1日以後に取得した土地を譲渡した場合であっても、納税者の利益に反しない限り、取得費の計算方法を異にしなければならない特段の理由は存在しない。そのため、措置法通達</p>

請求人ら	原処分庁
<p>る法律の規定に従っていないものであるといえる。</p> <p>また、②上記①の点をおくとして、昭和28年1月1日以後に取得した土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に措置法第31条の4第1項の規定を適用する場合があるとしても、収入金額の100分の5という概算取得費の額は、実態からかけ離れた納税者に不利なものであるから、少なくとも、納税者が他の合理的な算定方法による取得価額を明示している場合にまで一律に措置法第31条の4第1項の規定を適用することは、納税者の利益に反するものであり許されない。しかるに、本件の場合、請求人らは、上記(1)のとおり合理的な算定方法による取得価額である請求人ら主張額を明示しているのであるから、譲渡所得の金額の計算に措置法第31条の4第1項の規定を適用することは、納税者の利益に反し許されない。この点からしても、当該計算が国税に関する法律の規定に従っていないものであるといえる。</p>	<p>31の4-1が定められたものであり、当該定めは、実際の取得費が証明できない納税者にとってはその利益に反しないものであるから、その趣旨等において、租税法律主義に反するものとは認められず、昭和28年1月1日以後に取得した土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に措置法第31条の4第1項の規定を適用したとしても、当該計算が国税に関する法律の規定に従っていないものではない。</p>

4 判断

(1) 法令解釈

イ 更正の請求について

通則法第23条第1項第1号は、納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあつ

たことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときには、更正の請求をすることができる旨規定しているところ、同号の納付すべき税額が過大であるという実体的要件が満たされているか否かについては、各租税実体法の定めるところによって判断すべきものと解される。

そして、通則法第23条第3項は、更正の請求をしようとする者が、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない旨規定しているところ、同規定は、更正の請求が納税者による適式な申告により一旦確定した税額等を納税者に有利に変更するものであり、請求を基礎付ける資料の収集も通常納税者が最も容易になし得ることから、その請求をする者に自ら記載した申告内容が真実に反し、請求に理由があることの主張立証責任を課しているものと解される。このことからすると、本審査請求においても、請求人らの側において、本件各申告書に記載した納付すべき税額が過大であることについて主張立証すべきものと解するのが相当である。

ロ 譲渡所得の金額の計算上控除する取得費について

(イ) 譲渡所得の金額について、法は、総収入金額から資産の取得費及び譲渡に要した費用を控除するものとし（所得税法第33条第3項）、上記の資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、当該資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額としている（同法第38条第1項）。

譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである。そして、上記「資産の取得に要した金額」には、当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額のほか、当該資産を取得するための付随費用の額も含まれると解される（最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決・集民216号279頁）。

(ロ) また、措置法第31条の4第1項は、①個人が昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、所得税法第38条及び同法第61条の規定にかかわらず、当該収入金額の100分の5に相当する金額（いわゆる概算取得費）とする

旨、②ただし、当該金額がその土地の取得に要した金額と改良費の額との合計額に満たないことが証明された場合には、その土地の取得に要した金額と改良費の額との合計額とする旨（同項第1号）規定している。

このように、措置法第31条の4第1項の規定は、昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地に適用されるものであるが、昭和28年1月1日以後に取得した土地の取得に要した金額が不明である場合、同項の規定が適用されないために取得費が零円となるのは不合理であり、また、この場合に同項の規定に準じて取得費を計算しても納税者の利益に反することもない。そのため、措置法通達31の4-1は、昭和28年1月1日以後に取得した土地の取得に要した金額が不明である場合においても、措置法第31条の4第1項の規定に準じて計算して差し支えないものとする旨定めているところ、このような措置法通達31の4-1の取扱いは、当審判所においても相当であると考えます。

(2) 認定事実

請求人ら提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査の結果によれば、次の事実が認められる。

イ 本件被相続人の本件各土地の取得状況等について

- (イ) 本件被相続人は、別表2及び別表3の「取得年月日」欄の各年月日に、本件各土地（分筆又は換地処分をする前のもの）を、いずれも売買により取得した。
- (ロ) 請求人らは、本件各更正の請求及び本審査請求のいずれにおいても、本件被相続人が本件各対象土地を売買により取得した際の売買代金の額を明らかにする契約書といった資産の取得に要した金額及び改良費の額の合計額（取得費）を直接証明する証拠資料を提出しなかった。

なお、請求人らは、本件各対象土地の取得に要した金額及び改良費の合計額（取得費）について、これを直接証明する証拠資料がなく、実際の金額が不明であることから、市街地価格指数（六大都市市街地価格指数）を基に取得時の時価を算定する方法により、当該算定した取得時の時価（請求人ら主張額）が本件各対象土地の取得費であると推認すべきとの立場をとるものである。

- (ハ) 本件被相続人が取得した当時の本件各土地の地目は、いずれも畑であった。

ロ 市街地価格指数について

- (イ) 市街地価格指数は、日本不動産研究所が、全国主要都市内で選定された宅地

の調査地点について、各年3月末及び9月末の年2回、不動産鑑定士等による価格調査を行い、これを基に指数化したものであり、都市内（市街地）の宅地価格の平均的な変動状況を全国的・マクロ的に見るのに適しているものである。

また、市街地価格指数は、地価の長期的変動の傾向を見るための我が国唯一の指標として従来から利用されているものである。

このように、市街地価格指数とは、市街地の宅地価格の推移を現す指標としての性格をもっているが、個別の宅地価格の変動状況を直接的に示すものではない。

(ロ) 市街地価格指数のうちの六大都市市街地価格指数とは、昭和30年から、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪及び神戸の六大都市の市街地の宅地価格の推移について、商業地域、住宅地域及び工業地域の3地域に分類し、平成12年3月末を100として、平均指数を示すものである。

(3) 当てはめ

イ 請求人らが本件各対象土地を取得したとみなされる時期について

本件各対象土地は、請求人らが本件相続により取得したものである（上記1の(4)のイ）ところ、所得税法第60条第1項の規定により、請求人らは、本件被相続人の取得費及び取得時期を引き継ぎ、別表2及び別表3の「取得年月日」欄の各年月日から引き続き本件各土地を所有していたものとみなされる。

ロ 譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費について

(イ) 更正の請求においては、その請求をする者に自ら記載した申告内容が真実に反し、請求に理由があることの主張立証責任が課されていると解され、本審査請求においても、請求人らが、本件各申告書に記載した納付すべき税額が過大であることについて主張立証すべきものと解される（上記(1)のイ）。

そして、本件各申告書に記載した譲渡所得の金額若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったことにより、本件各申告書の提出により納付すべき税額が過大であるか否かは、まずもって、取得費の額が請求人ら主張額であると認められるか否かによるので、以下、請求人ら主張額の当否について検討することとする。

(ロ) 市街地価格指数は、上記(2)のロの(イ)のとおり、都市内の宅地価格の平均的な変動状況を全国的・マクロ的に見ることや、地価の長期的変動の傾向を見る

ことに適しているものであって、そもそも個別の宅地価格の変動状況を直接的に示すものではない。このことからすると、本件各対象土地の譲渡価額に市街地価格指数を用いた割合を乗じることにより算定された金額である請求人ら主張額は、本件被相続人が本件各対象土地を取得した時の市場価格を常に適切に反映するものとまではいえない。

そして、請求人らが採用した六大都市市街地価格指数は、東京区部をはじめとする全国の主要大都市の宅地価格の推移を示す指標であるところ、①本件各対象土地の所在地はいずれも■■■■■であって（上記1の(4)のイ）、上記六大都市には含まれていないこと、②本件被相続人が本件各対象土地を取得した当時の本件各対象土地の地目は、いずれも畑であって（上記(2)のイの(ハ))、宅地ではないこと（さらにいえば、畑と宅地では価格の変動状況が異なるのが通常であること）からすると、所在地や地目の異なる六大都市市街地価格指数を用いた割合が、本件各対象土地の地価の推移を適切に反映した割合であるということとはできない。

したがって、請求人ら主張額は、本件被相続人が本件各対象土地を取得した時の時価であると認められない。

- (ハ) そして、上記(ロ)のとおり、請求人ら主張額は、本件被相続人が本件各対象土地を取得した時の時価であるとは認められない以上、請求人ら主張額が本件各対象土地の取得費（取得に要した金額及び改良費）であるとすることもできない。

なお、ほかに、本件各対象土地の取得費が、本件各申告書に記載された本件各対象土地の譲渡による収入金額の100分の5に相当する金額（概算取得費）を超えると認めるべき証拠もない。

ハ 小括

したがって、請求人らについては、本件各申告書に記載した譲渡所得の金額若しくは税額等の計算が、国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、本件各申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとは認められないから、通則法第23条第1項第1号には該当しない。

(4) 請求人らの主張について

イ 請求人らは、市街地価格指数を基に土地の取得費を算定する方法については、

平成12年裁決において、取得時の時価を推計する方法として合理的であると認められており、請求人ら主張額は、取引時の時価（すなわち推認される取得費）として合理的な金額である旨主張する。

しかしながら、上記(3)のロのとおり、そもそも、請求人ら主張額は、本件被相続人が本件各対象土地を取得した時の時価であるとは認められないのであるから、一般論として市街地価格指数を基に土地の取得費を算定する方法自体が合理性を有するかどうかにかかわらず、請求人らの主張には理由がない。

ロ 請求人らは、①本件各対象土地のように昭和28年1月1日以後に取得した土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に措置法第31条の4第1項の規定を適用するのは、納税者の利益に反しない限り、実務上認容されているものにとすぎず、また、②当該計算に当該規定を適用する場合があるとしても、請求人らが市街地価格指数を基に算定するという合理的な方法を明示しているにもかかわらず当該規定を適用することは、納税者の利益に反し許されないから、当該計算は国税に関する法律の規定に従っていないものである旨主張する。

しかしながら、本件の場合、上記(3)のハのとおり、そもそも本件各申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとは認められないのであるから、上記主張について検討するまでもなく、請求人らについては通則法第23条第1項第1号に該当しない。

5 本件各通知処分について

以上のとおり、請求人らについては通則法第23条第1項第1号に該当しないから、本件各更正の請求に対し、更正をすべき理由があるとは認められないとしてされた本件各通知処分は、いずれも適法である。

6 その他

原処分のその他の部分については、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

よって、主文のとおり裁決する。

別表1 審査請求に至る経緯

(単位：円)

区 分		確定申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定
請求人 ■■■	申告等の年月日	法定申告期限内	平成24年9月28日	平成24年11月14日付	平成25年1月11日	平成25年4月4日付
	総所得金額	■■■■■		がない旨の通知 更正をすべき理由	全部の取消し	棄 却
	分離長期譲渡 所得の金額					
	納付すべき 税 額					
請求人 ■■■	申告等の年月日	法定申告期限内	平成24年9月28日	平成24年11月14日付	平成25年1月11日	平成25年4月4日付
	総所得金額	■■■■■		がない旨の通知 更正をすべき理由	全部の取消し	棄 却
	分離長期譲渡 所得の金額					
	納付すべき 税 額					
請求人 ■■■	申告等の年月日	法定申告期限内	平成24年9月28日	平成24年11月15日付	平成25年1月11日	平成25年4月4日付
	総所得金額	■■■■■		がない旨の通知 更正をすべき理由	全部の取消し	棄 却
	分離長期譲渡 所得の金額					
	納付すべき 税 額					

別表2 分離長期譲渡所得の金額の内訳 (本件各申告)

本件各土地		本件A土地	本件B土地	本件C土地	本件D土地	本件E土地
項目	取得年月日	昭和31年9月27日	昭和34年6月1日	昭和37年12月24日	昭和38年11月18日	昭和40年6月12日
請求人 ■■■■■	持分	47/100	47/100	47/100	47/100	47/100
	① 収入金額					
	② 取得費					
	③ 措39条加算額					
	④ 譲渡費用					
	分離長期譲渡所得の金額 {①-(②+③+④)}					
請求人 ■■■■■	持分	22/100	22/100	22/100	22/100	22/100
	① 収入金額					
	② 取得費					
	③ 措39条加算額					
	④ 譲渡費用					
	分離長期譲渡所得の金額 {①-(②+③+④)}					
請求人 ■■■■■	持分	31/100	31/100	31/100	31/100	31/100
	① 収入金額					
	② 取得費					
	③ 措39条加算額					
	④ 譲渡費用					
	分離長期譲渡所得の金額 {①-(②+③+④)}					

- (注) 1 「取得年月日」欄の日付は、本件被相続人が売買により取得した日である（以下、別表3において同じ。）。
- 2 「措39条加算額」欄の金額は、措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》第1項の規定により、本件相続に係る相続税額のうち、租税特別措置法施行令第25条の16《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》第2項の規定に基づいて計算した金額である（以下、別表3において同じ。）。
- 3 「取得費」欄の金額は、収入金額の100分の5に相当する金額である。

別表3 分離長期譲渡所得の金額の内訳（本件各更正の請求）

項目		本件各土地				
		本件A土地	本件B土地	本件C土地	本件D土地	本件E土地
取得年月日		昭和31年9月27日	昭和34年6月1日	昭和37年12月24日	昭和38年11月18日	昭和40年6月12日
請求人 ■■■	持分	47/100	47/100	47/100	47/100	47/100
	① 収入金額					
	② 取得費					
	③ 措39条加算額					
	④ 譲渡費用					
	分離長期譲渡所得の金額 {①-(②+③+④)}					
請求人 ■■■	持分	22/100	22/100	22/100	22/100	22/100
	① 収入金額					
	② 取得費					
	③ 措39条加算額					
	④ 譲渡費用					
	分離長期譲渡所得の金額 {①-(②+③+④)}					
請求人 ■■■	持分	31/100	31/100	31/100	31/100	31/100
	① 収入金額					
	② 取得費					
	③ 措39条加算額					
	④ 譲渡費用					
	分離長期譲渡所得の金額 {①-(②+③+④)}					

(注) 本件各対象土地の「取得費」欄の金額は、請求人ら主張額である。

別紙 共同審査請求人

	住 所	氏 名
総代	[REDACTED]	[REDACTED]
	[REDACTED]	[REDACTED]
	[REDACTED]	[REDACTED]